

事務・事業の実施状況について（平成 20 年度）

平成 21 年 3 月
内 閣 府1 趣旨

北海道に移譲された事務・事業に関して、道州制特別区域基本方針（平成 19 年 1 月 30 日閣議決定）に基づきフォローアップを行った。

2 フォローアップ結果の概況

国から北海道に移譲された事務・事業については、昨年度に引き続き、北海道において適切に実施されている。また、これまで北海道が実施していた事務・事業と一体的に行うことにより効率的な執行が図られているほか、申請窓口の一本化や事務の標準処理期間の短縮化といった利用者の利便性向上に資する取組も行われており、広域行政の推進が着実に進展しているところである。

なお、個々の移譲事務・事業の実施状況については別添のとおり。

道州制特区移譲事務・事業 実施状況調査個票①

(平成21年 1月31日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	調理師養成施設の指定に関する事務（法第14条関係） (平成19年 4月)												
(2) 所管省庁	厚生労働省												
(3) 想定している効果・目的 (計画において記載されているもの)	<p>調理師試験、調理師養成施設の指定を行うための調査、調理師養成施設の指定に関する事務を一体的に道が担うことにより、本道における調理師資格者の水準確保や適切な育成などを道が総合的、計画的に実施することが可能となる。</p> <p>関係団体にとっては、窓口が一本化されることになり、利便性が向上する。</p>												
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 保健福祉部保健医療局健康推進課</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%;">平成19年度</th> <th style="width: 20%;">平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の指定</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>内容変更の承認</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>内容変更の届出</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、事務の移譲に伴い、これまで北海道厚生局において実施していた任意の指導調査を道が実施している（平成20年度：4施設）。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>※ 道内で15施設運営されているが、施設の新規開設や内容変更等は年に3～4件程度である。</p> <p>なお、施設の新規開設に向けた動きが1件あり、今年度中の指定に向け事前の準備を進めているところである。</p>		平成19年度	平成20年度	施設の指定	1	—	内容変更の承認	—	2	内容変更の届出	4	1
	平成19年度	平成20年度											
施設の指定	1	—											
内容変更の承認	—	2											
内容変更の届出	4	1											
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>施設の新規開設の案件については、事前の準備段階であるが、調理師資格者の水準確保や適切な育成が行われるよう申請者への指導や助言を行っている。</p>												
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	<p>調理師養成施設の指定等に関する事務については、関係法令、厚生労働省（本省及び地方厚生局）の取り扱いに基づき、道の調理師養成施設指定等業務マニュアル及び養成施設等指導調査要領を作成し、調理師資格保持者の水準を確保するため、適切な育成が行われるよう事務を執行している。</p>												
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	<p>移譲した事務については、適切な指導や助言が行われているものと考えられ、引き続き、事務の円滑な実施に努めていただきたい。</p>												

道州制特区移譲事務・事業 実施状況調査個票②

(平成21年 1月31日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務（法第11条、第12条、第15条関係） (平成19年 4月)									
(2) 所管省庁	厚生労働省									
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	国設置以外の医療機関についての指定等については、既に道が行っているところであり、本権限が道に移譲されることにより、地域住民が必要とする公費負担医療等の提供を地域に身近な道が主体的、一元的に行うことが可能となる。									
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 保健福祉部子ども未来推進局 保健福祉部福祉局福祉援護課</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%;">平成19年度</th> <th style="width: 20%;">平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定内容の変更の届出</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>生活保護法第50条の2関係</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">2 (名称変更)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 国等による医療機関等の新規開設実績がなく、また、既存の13医療機関についても、指定内容等の変更が生じる事案は少ない。</p>		平成19年度	平成20年度	指定内容の変更の届出	0	2	生活保護法第50条の2関係	—	2 (名称変更)
	平成19年度	平成20年度								
指定内容の変更の届出	0	2								
生活保護法第50条の2関係	—	2 (名称変更)								
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	申請者にとってより身近な道の保健所（福祉事務所）を經由し、道が事務を取り扱うことにより、意思疎通が円滑になることから申請者の利便性の向上が図られる。									
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	引継ぎ後の事務執行について特に混乱なく行われている。									
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	生活保護法に基づく指定医療機関の指定等については、名称変更のあった2件においては、特に混乱なく事務が執行されたものと考えているが、その他の事務執行については、現時点では、実績がないため、今後の状況等を踏まえた上で判断することとしたい。									

道州制特区移譲事務・事業 実施状況調査個票③

(平成21年 1月31日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	鳥獣保護法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可に関する事務 (平成19年 4月)						
(2) 所管省庁	環境省						
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	知事が、鳥獣の捕獲許可事務と麻醉薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲許可事務とを一元的に処理することにより、許可申請者の手続きが軽減し、利便性が向上するとともに、許可事務手続の迅速化及び効率化が図られる。						
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 環境生活部環境局自然環境課 出先機関 各支庁地域振興部環境生活課 (知事の所管する鳥獣の捕獲許可については、捕獲区域が2以上の支庁の管轄区域にわたるものにあつては本庁で許可し、それ以外のものにあつては各支庁で許可している。このことから、麻醉薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲許可についても、上記の鳥獣の捕獲許可と同様の対応としている。)</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%;">平成19年度</th> <th style="width: 20%;">平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>麻醉薬使用許可</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 学術研究を目的に麻醉薬を使用して鳥獣を捕獲（不動化）する事例が減少したものと推測される。 <参考> 16年度：8件、17年度：3件、18年度：3件</p>		平成19年度	平成20年度	麻醉薬使用許可	2	3
	平成19年度	平成20年度					
麻醉薬使用許可	2	3					
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>麻醉薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲許可を申請するときは必ず、別途、鳥獣の捕獲許可の申請を要することから、申請窓口が一本化されたことにより申請者の利便性が向上した。</p> <p>また、これまで申請から許可までの標準処理日数30日（国）が2週間以内（道本庁処理の場合2週間、各支庁処理の場合1週間）となり、処理期間の短縮が図られている。</p> <p>なお、道では、移譲事務の円滑な実施を図るため、「危険猟法許可取扱要領」を定めているところ。</p>						
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	引継ぎ後の事務執行については特に混乱なく行われている。						
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	平成20年度の3件の申請について、道において適切に事務処理が実施されている。						

道州制特区移譲事務・事業 実施状況調査個票④

(平成21年1月31日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	商工会議所に対する監督に関する事務 (法第13条関係) (平成19年4月)																		
(2) 所管省庁	経済産業省																		
(3) 想定している効果・目的 (計画において記載されているもの)	国から道に許認可等の権限が移譲されることにより、地域により身近な道において手続きを行うことができる範囲が拡大され、申請者の利便性が向上する。																		
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 経済部商工局商工金融課</p> <p>②過去の実績等 (処理件数、事業費等)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%;">平成19年度</th> <th style="width: 20%;">平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定款変更の認可</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td> 地区</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td> 議員総会に関する事項</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td> 経理に関する事項</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td> 常議員会に関する事項</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>		平成19年度	平成20年度	定款変更の認可	12	1	地区	3	—	議員総会に関する事項	5	1	経理に関する事項	3	—	常議員会に関する事項	1	—
	平成19年度	平成20年度																	
定款変更の認可	12	1																	
地区	3	—																	
議員総会に関する事項	5	1																	
経理に関する事項	3	—																	
常議員会に関する事項	1	—																	
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	道に許認可権限が移譲されたことにより、従来国と道へ申請しなればならなかった事項が、道のみへの申請で足りることになり、申請者の利便性の向上につながった。																		
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	引継ぎ後の事務執行については特に混乱なく行われている。																		
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	移譲された事務については特に混乱なく執行されており、引き続き、事業の円滑な実施に努めていただきたい。																		

道州制特区移譲事務・事業 実施状況調査個票⑤

(平成21年 1月31日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	民有林の直轄治山事業の一部 (法第7条第2項第4号口関係) (平成19年4月)																
(2) 所管省庁	農林水産省																
(3) 想定している効果・目的 (計画において記載されているもの)	国が行う治山施設の整備と道が実施する保育、植栽事業等を一元的に行うことで、流域内の民有林一体として地域の実情に応じた治山事業等を効果的かつ効率的に実施することが可能となる。																
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等</p> <p>道本庁 水産林務部林務局治山課 出先機関 空知森づくりセンター (石狩川) 後志森づくりセンター (尻別川)</p> <p>②過去の実績等 (処理件数、事業費等)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">平成19年度</th> <th style="width: 20%;">平成20年度</th> <th style="width: 30%;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td> <td>269,659千円</td> <td>209,676千円</td> <td>479,335千円</td> </tr> <tr> <td> 交付金</td> <td>190,000千円</td> <td>146,380千円</td> <td>336,380千円</td> </tr> <tr> <td> 道負担</td> <td>79,659千円</td> <td>63,296千円</td> <td>142,955千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>-----</p> <p>※ 石狩川地区の事業については19年度で終了、尻別川地区の事業については20年度で終了し、当該移譲事業はすべて終了。</p>		平成19年度	平成20年度	合 計	事業費	269,659千円	209,676千円	479,335千円	交付金	190,000千円	146,380千円	336,380千円	道負担	79,659千円	63,296千円	142,955千円
	平成19年度	平成20年度	合 計														
事業費	269,659千円	209,676千円	479,335千円														
交付金	190,000千円	146,380千円	336,380千円														
道負担	79,659千円	63,296千円	142,955千円														
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	当該移譲事業の施工管理と、近隣での森林整備等の補助治山事業の施工管理を道が一体的に行えることで、これまで国と道がそれぞれ行っていた施工工事の監督業務のための経費及び時間が削減されるなど、事業が効率的に執行されている。																
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	当該事業が道に移譲された後についても、地域住民の生命、財産の安全を確保するという事業本来の目的を達するため、支障なく事業が実施できている。																
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律に基づく民有林直轄治山事業の一部の移譲と、特定保安施設事業交付金の交付について、平成19年度から必要な措置を講じるとともに、連絡会議等を通じて北海道と円滑に調整を図ったことにより、北海道は滞りなく事業を進めているところであり、国が引き続き実施している民有林直轄治山事業と合わせて、国民生活の安全・安心を確保している。																

道州制特区移譲事務・事業 実施状況調査個票⑥

(平成21年 1月31日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	札幌医科大学の收容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止(平成20年12月)
(2) 所管省庁	文部科学省、厚生労働省
(3) 想定している効果・目的 (計画において記載されているもの)	医師不足が深刻な本道において、将来にわたり地域医療を担う医師の育成を行う。
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	①事務・事業移譲後の執行体制等 保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室 総務部行政改革局
	②過去の実績等(処理件数、事業費等) 平成21年4月1日に收容定員を変更した学則が施行予定。 ※ 平成21年度においては、入学定員105名から110名に、收容定員を605名から615名に変更することとしている。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	文部科学大臣への届出が廃止されたことにより、本道の医師不足の状況などに応じた柔軟な收容定員の変更が可能となった。 また、将来的には、医師の人材の育成による地域医療への貢献が期待できる。
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	今後長期的に効果を検証する必要があるところであるが、地域の事情を反映した地域医療を担う医師の人材の育成に大きく貢献することが期待できる。 また、收容定員の増加と併せて、育成した医師を地域に定着させるための施策を実施していく必要がある。
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	今後、長期的に効果を検証する必要がある。 道州制特別区域の特定広域団体として、より実効性のある医師の確保・適正配置策を実施するとともに、收容定員に係る設置基準に反しないことはもとより、教育研究環境の維持向上に努めることは当然に必要と考える。